

ご案内

2024年4月1日~

特定整備4年の猶予期間が いよいよ終了します!!!

2020年4月1日~道路運送車両法の改正により施行された特定整備制度の経過措置である4年が経過し、新たな制度がスタートします。



特定整備の対象車種のカメラやレーダー、といったセンサーが装着された部品(フロントガラス、パンパ、グリル)を脱着、取替した際には、エーミング作業が必要となり、2024年4月以降、このエーミング作業をおこなう際には、新たな認証資格、『電子制御装置整備』の取得が必要となります。

※ 対象車両の確認方法：国土交通省HP → 『特定整備 対象車両』で検索！



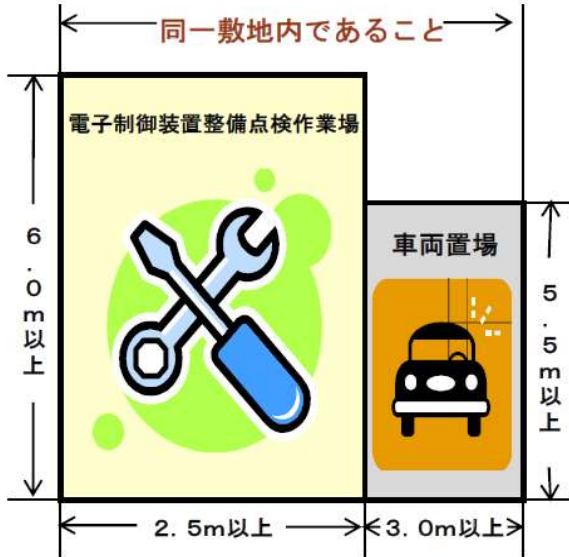
電子制御装置整備の対象車両_確認サイト

乗用車メーカー	大型車メーカー
スズキ株式会社	いすゞ自動車株式会社
ダイハツ工業株式会社	三菱ふそうトラック・バス株式会社
トヨタ自動車株式会社	日野自動車株式会社
マツダ株式会社	UDトラックス株式会社
株式会社SUBARU	外国車メーカー
三菱自動車工業株式会社	日本自動車輸入組合
日産自動車株式会社	
本田技研工業株式会社	



【認証基準】の説明 ▶▶ 裏面へつづく

○電子制御装置整備



対象とする自動車の種類	作業場の寸法	
	間口	奥行
普通自動車（大型） ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	3m	11m
普通自動車（中型） ・最大積載量2t超 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものを除く	3m	8m
普通自動車（小型） ・貨物の運送に供するもの ・散水自動車 ・広告宣伝用自動車 ・霊柩自動車その他特種の用途に供するもの ・上二欄に掲げるものを除く	2.5m	6m
普通自動車（乗用） ・上三欄に掲げるものを除く 小型四輪自動車 小型三輪自動車	2.5m	5.5m
軽自動車	2.5m	3.5m

電子制御装置整備の設備の基準

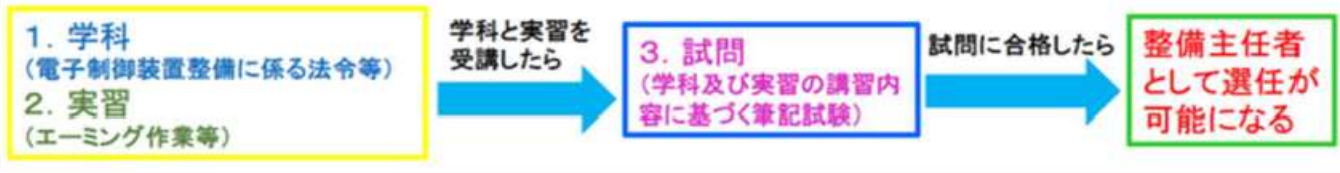
整備用スキャンツール	水準器	点検・整備に係る情報を入手できる体制	その他
			自動運行装置を装備した自動車の自動運行装置の点検・整備に必要な技術情報を入手できること
			自動運行装置に限る

●工員の基準

※全車種共通		特定整備(電子) (自動運行装置に係る認証の有無にかかわらず)
工員要件	工員数	2人以上
	自動車整備士の最低要件	「1級(二輪を除く)」or 「[1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士] + 講習」が1名以上
	自動車整備士保有割合	1/4以上(1級 or 2級 or 3級 or 車体整備士 or 電気装置整備士数 / 全工員数)
	整備主任者の資格要件	「1級(二輪を除く)」or 「[1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士] + 講習」

●国土交通大臣が定める講習

- 整備工場が早急に認証を取得できるよう、当面の間、国土交通大臣が定める講習を実施し、特定整備(電子)の整備主任者としての要件を満たせるよう措置を講じる。
- 講習は学科と実習の2項目とし、学科と実習を受講した後、**試問に合格すると特定整備の整備主任者として選任が可能となる。**



お問い合わせは伊丹塗料までお待ちしております!!!